

障がい者福祉事業推進本部における主な意見

a	b
項目	意見
1 計画及び障がい福祉全般について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策のため、やむを得ず障がいの区分分けをしているが、実際には個別最適が大切。 ・ 市には直接サービス提供に関わる部局だけでなく、環境を整備する部局など様々ある。全庁的に障がい福祉施策を推進するためには、障がい福祉室でコーディネートすることも必要ではないか。 ・ 3年ごとの計画だが、時代の変化は大きく、求められていることを適切につかむこと。
2 保健所の障がい者等への取組について	特に精神障がいと難病患者、医療的ケア児への支援を所管しており、中核市移行後もそれらの支援を引き続き行っている。精神障がい者などは地域移行支援、難病では医療へつなげる在宅療養支援といった点でサポート業務を行っているので、引き続き関係部局と取り組んでいきたい。
3 福祉サービスの提供体制について	人手不足の中、限られた人材でサービスを量的に充足していくには、いかに柔軟な姿勢でサービス提供体制を確保していくのかの検討が必要である。
4 災害時の対応について	様々な啓発活動や訓練について、危機管理担当と福祉部が連携しながら、仕組みや内容など検討が必要。
5 聴覚障がい者の意思疎通支援について	旧来の手法も大事だが、DXの視点からもコミュニケーションの支援・工夫をしてもらいたい。手話言語条例が制定されたが、それだけで対応済みということには決してならないようお願いしたい。
6 障がい児の増加について	保育所の要配慮保育について、制度利用者は年々増加している。今はインクルージョンの考え方から、保護者も集団のなかで子どもたちを過ごさせたいと考え、保育所や幼稚園に通わせながら通所サービスを利用している児童も増加している。学校では、支援学級の在籍数は10年前から比べると小学校で2.5倍、中学校では3倍と増加している。
7 インクルーシブ（包容）について	本市は現在、東京大学とのインクルーシブの連携協定を結んでおり、教育委員会ではインクルーシブな学校づくりに取り組み、東京大学から研究者を招き、講演や研修などを実施している。 インクルーシブの考え方が浸透し、各小学校や保育所で受入れが進むのは良いことだが、それだけ体制も必要となるので、今後、考えていく必要がある。
8 医療的ケア児について	医療的ケア児については、入学前のアセスメントから入学後の対応まで連携が不可欠で、連携のあり方を検討していく必要がある。